

第25回東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例 第14条の規定により設置する審査会 議事概要

- 条例第12条及び第13条に定める不当な差別的言動の該当性及び事案の概要公表並びに拡散防止措置について調査審議

- 審査会における主な意見等
 - ・ 表現活動が多様化していることから、不当な差別的言動への該当性の判断にあたっては、表現活動の態様や趣旨を考慮すべき

 - ・ 条例の運用により集積された事案も踏まえ、ヘイトスピーチ解消に向けた普及啓発を効果的に行っていくべき